

新地町下水道事業経営戦略

団体名	： 新地町
事業名	： 特定環境保全公共下水道
策定日	： 令和6年3月
計画期間	： 令和6年度～令和15年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

①施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	平成12年度	法適(全部適用・一部適用) 非適の区分	非適用 令和6年度に法適用(一部適用)に移行予定
処理区域内人口密度	処理区域内人口 3,729 人/ 処理区域面積 270ha=13.81	流域下水道等への接続の有無	無し
処理区数	1 処理区		
処理場数	1 場所(新地浄化センター)		
広域化・共同化・最適化実施状況*1	無し		

*1「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。

「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。

「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

②使用料

一般家庭使用料体系の概要・考え方	基本使用料 5 m ³ まで 超過使用料 5 m ³ を超えて1 m ³ につき 6 m ³ から10 m ³ まで130円、11 m ³ から20 m ³ まで135円、21 m ³ から30 m ³ まで140円、31 m ³ から50 m ³ まで145円、51 m ³ から100 m ³ まで150円、101 m ³ 以上155円				
業務用使用料体系の概要・考え方	同上				
その他の使用料体系の概要・考え方	同上				
条例上の使用料*2 (20 m ³ あたり) ※過去3年度分を記載	令和2年度	2,860円	実質的な使用料*3 (20 m ³ あたり) ※過去3年度分を記載	令和2年度	2,984円
	令和3年度	2,860円		令和3年度	2,977円
	令和4年度	2,860円		令和4年度	2,994円

*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20 m³あたりの使用料をいう。

*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20 m³を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

③組織

職員数	都市計画課（兼務）課長 1 名、（兼務）課長補佐 1 名、 下水道係 係長 1 名、係員 1 名 新地浄化センター運営委託（事業者）
事業運営組織	都市計画課－新地浄化センター管理運営事業者

(2) 民間活力の活用等

民間活用の状況	ア 民間委託 （包括的民間委託を含む）	新地浄化センターの運用・管理
	イ 指定管理者制度	無し
	ウ PPP・PFI	無し
資産活用の状況	ア エネルギー利用 （下水熱・下水汚泥・発電等）*4	無し
	イ 土地・施設等利用 （未利用土地・施設の活用等）*5	無し

*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源（資産を含む）を用いた収入増につながる取組を指す。

*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す（単純な売却は除く）。

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

水洗化率は、既に類似団体平均値よりも高い状況にある。処理区域内である新地駅周辺エリアには、東日本大震災後に整備した住宅分譲地が複数存在しており、住宅建設が進めば、さらに水洗化率が高まることが見込まれる。また、同じく新地駅周辺の事業用地には、事業者が立地する可能性があり、それに伴う使用料収入の増加が期待できる。

一方で、現在の施設利用率は 40%弱で推移しており、類似団体平均値を下回っている。新地駅周辺の新しい分譲地等における新規接続にも十分に耐え得る能力を残しているとも言える。

経費回収率及び汚水処理原価については、令和元年 10 月豪雨災害に伴う災害復旧事業費の影響により、令和 2 年度の数値が大幅に悪化している。

令和 3 年 2 月発生福島県沖地震、令和 4 年 3 月発生福島県沖地震でも甚大な被害が発生しており、引き続き汚水処理原価は高く、経費回収率は低い数値になると考えられる。

また、供用開始後 20 年が経過していることから、施設等の老朽化対策を講じなければならない時期に入ってきた。既に一部の設備は法定耐用年数を経過しているが、現時点で大きな不具合はない。しかしながら、災害復旧にあわせた効率的な老朽化対策に取り組まなければならない状況にある。

2. 経営の基本方針

下水道事業は、家庭等から排水される汚水を処理し、公共用水域の水質を保全するとともに、生活環境の改善を図るという重要な役割を担う生活インフラの一つであることから、将来にわたり持続的かつ安定的なサービスを提供することを経営の基本方針とする。

1. 適切な維持管理

公共下水道の整備はほぼ完了している。今後は、既存施設及び管渠についてストックマネジメントを策定・実施し、ライフサイクルコストの低減を基本とした適切な維持管理を徹底する。

2. 安定した経営基盤の確立

接続率の向上に努め、施設利用の促進と使用料収入の増加を図る。

3. 投資・財政計画（収支計画）

（1）投資・財政計画（収支計画）：別紙のとおり

※赤字がある場合には（3）において、その解決方法が示されていることが必要

（2）投資・財政計画（収支計画）の策定に当たっての説明

①収支計画のうち投資についての説明

適切な維持管理

（i）長寿命化の推進

整備はほぼ完了している。計画期間においては、大規模な施設の更新時期を迎えることはない想定されるが、一時期に施設の更新が集中しないよう、定期的な処理場及び各施設の点検、改良の実施と長寿命化を推進し、計画的に老朽化対策に取り組む。別紙「施設の機能の維持に関する方針」に基づき実施する。

（ii）施設総量の最適化（広域化・共同化・最適化に関する事項）

東日本大震災の影響による居住分布の変化にあったダウンサイジングを検討する。管路口径及び処理系統を見直すことで、既設処理場の運転効率を高める。

公共下水道の処理区域に近接する農業集落排水区域の統合等による最適化を検討する。

（iii）トータルコストの縮減

ライフサイクルコストの縮減に配慮した機器・設備の導入を検討する。

民間活力の導入を促進し、維持管理費用の抑制に努める。

②収支計画のうち財源についての説明

安定した経営基盤の確立

（i）使用料

使用料は、区域内接続率の向上とともに堅調に増加している。令和元年度以降は、大口利用者（事業者）の新設により大きく増加した。今後は、人口減少の影響はあるものの、概ね 50,000 千円程度で推移すると見込まれる。また、収支ギャップを的確にとらえながら適正な使用料の算定に努めたい。

(ii) 一般会計繰入金

一般会計繰入金は、国の繰入基準に基づくもの（基準内繰入）を原則としながらも、収益的支出を使用料でまかなうことができない分を基準外繰入として見込む。

(iii) 企業債

企業債の償還にあっては、令和6年度をピークに減少していくと見込んでいたが、東日本大震災、令和元年10月豪雨災害、令和3年2月福島県沖地震災害、令和4年3月福島県沖地震災害の発生により、大規模な災害復旧事業が生じ、それに伴って企業債の発行が増加した。この影響により、企業債残高が増加するため、償還のピークが伸びる見込みである。

③収支計画のうち投資以外の経費についての説明

○職員給与費に関する事項

職員削減は困難な状況であるため、令和6年度以降は予算ベースで計上する。

○動力費、薬品費、修繕費に関する事項

計画期間において、大規模な施設の新設は予定していないため、令和7年度以降は令和6年度予算における処理場施設維持費およそ20,000千円、管渠施設維持費およそ10,000千円、その他一般管理費等およそ2,000千円を合わせた62,000千円に推移すると見込まれる。

○委託費に関する事項

令和7年度以降について継続的に見込まれる費用として主なものは処理場施設の運転管理業務委託料である。この費用は予算ベースでおよそ30,000千円であるため、経常費用として算定する。

(3) 投資・財政計画（収支計画）に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

(1) において、純損益（法適用）又は実質収支（法非適用）が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュールや必要に応じて経費回収率等の指標に係る目標値を記載すること。

※(1) において黒字の場合においても、投資・財政計画（収支計画）に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。

① 今後の投資についての考え方・検討状況

広域化・共同化・最適化に関する事項	
投資の平準化に関する事項	
民間活力の活用に関する事項（PPP/PFI など）	

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	公営企業会計への移行により財政状況を明確にし、使用料改定を検討します。
---------------	-------------------------------------

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項（包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFI など）	
職員給与費に関する事項	
動力費に関する事項	
薬品費に関する事項	
修繕費に関する事項	
委託費に関する事項	

5. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

経営戦略の事後検証、改定等に関する事項	毎年度において進捗管理を行う。また、5年ごとに実績と大きな乖離が生じていないか検証を行い、より質を高めるための本経営戦略の見直しを行う。
---------------------	----------------------------------------------------------------------

投資・財政計画 （収支計画）

収支再差引積立金	(E)+(I)	(J)	27,149	△ 56,531	△ 764	13,846	16,304	15,295	10,902	6,342	1,645	△ 3,321	△ 8,662	△ 14,333
前年度からの繰越金		(K)	58,032	85,181	28,650	27,644	38,416	54,720	70,015	80,917	87,259	88,904	85,583	76,921
前年度繰上充用金		(L)												
形式収支	(J)-(K)+(L)-	(M)	85,181	28,650	27,886	41,490	54,720	70,015	80,917	87,259	88,904	85,583	76,921	62,588
翌年度へ繰り越すべき財源	(O)		25,900	14,568										
実質収支黒字	(P)		59,281	14,082	27,886	41,490	54,720	70,015	80,917	87,259	88,904	85,583	76,921	62,588
(N)-(O) 赤字	(Q)													
赤字比率	$\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$													
収益的収支比率	$\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$		79.7	86.1	51.6	70.6	44.6	42.3	41.2	40.1	39.3	39.5	41.0	40.9
地方財政法施行令第16条第1項により算定した資金の不足額	(R)													
営業収益－受託工事収益	(B)-(C)	(S)	50,031	49,344	49,075	50,155	50,200	50,200	50,200	50,200	50,200	50,200	50,200	50,200
地方財政法による資金不足の比率	$((R)/(S) \times 100)$													
健全化法施行令第16条により算定した資金の不足額	(T)													
健全化法施行規則第6条に規定する解消可能資金不足額	(U)													
健全化法施行令第17条により算定した事業の規模	(V)													
健全化法第22条により算定した資金不足比率	$((T)/(V) \times 100)$													
他会計借入金残高	(W)													
地方債残高	(X)		1,332,930	1,531,702	1,403,943	1,273,870	1,105,136	936,160	773,979	620,071	476,820	350,195	247,060	159,132

○他会計繰入金 （単位：千円）

区 分	年 度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度
		（決算）	〔決算見込〕										
収益的収支分		145,515	145,904	81,861	120,982	69,064	62,055	55,046	48,037	41,028	34,019	27,010	20,000
	うち基準内繰入金	26,566	25,076	17,242	14,927								
	うち基準外繰入金	118,949	120,828	64,619	106,055	69,064	62,055	55,046	48,037	41,028	34,019	27,010	20,000
資本的収支分		130,975	141,933	127,758	130,073	168,734	168,976	162,181	153,908	143,251	126,625	103,135	87,928
	うち基準内繰入金	118,949	120,828	127,758	130,073	168,734	168,976	162,181	153,908	143,251	126,625	103,135	87,928
	うち基準外繰入金	12,026	21,105										
合 計		276,490	287,837	209,619	251,055	237,798	231,031	217,227	201,945	184,279	160,644	130,145	107,928